

令和5年6月30日開催

令和5年度  
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月30日(金曜日)  
午前9時30分～午前9時57分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員 (26名)

1番	山浦 博	11番	澁木 誠治	21番	片桐 正敏
2番	本田 繁	12番	山田 直子	22番	荻原 一郎
3番	三浦 哲郎	13番	江口 保	23番	山崎登美雄
4番	土田 喜七	14番	渡邊美代子	24番	小川 芳秀
5番	山上 忠	15番	江辺 耕一	25番	和田 正春
6番	澤口 隆行	16番	金山 吉夫	26番	笹川 勇雄
7番	笠原 久幸	17番	瀬戸 一義		
8番	藤田 浩介	18番	五十嵐博子		
9番	遠藤 忠夫	19番	明田栄以知		
10番	長谷川治仁	20番	阿部 恵作		

4. 欠席委員 (0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第8号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地転用事業計画変更承認申請について

- 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 15 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 16 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

22 番 荻原 一郎 23 番 山崎登美雄

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第3回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号22番 荻原 一郎 委員及び</p> <p>議席番号23番 山崎登美雄 委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第7号から第8号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号18番 中島字上表の田、1筆、1,500㎡、贈与に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号19番 長渡字家立前の田、1筆、1.53㎡、贈与に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第8号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号6番 小中川字境浦の畑、計3筆、289.91㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p>

事務局	<p>受付番号7番 杉柳字杉柳の田、1筆、911㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。令和5年3月29日、農地法第5条、建売住宅4棟。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議長	<p>それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号3番 二階堂字前野の畑、1筆、251㎡、契約内容は売買、対価は10万円あたり〇円、位置図は議案資料の1頁をご覧ください</p>
事務局	<p>受付番号4番 二階堂字前野の畑、計2筆、303㎡、契約内容は売買、対価は10万円あたり〇円、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号5番 中島字上表の田、1筆、1,500㎡、契約内容は贈与、同世帯内での所有権移転となるため、位置図は省略いたします。</p>
事務局	<p>受付番号6番 長渡字家立、他の田、計2筆、126.53㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号7番 長渡字家立の畑、1筆、165㎡、契約内容は交換、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号8番 長渡字家立前の畑、計3筆、106㎡、契約内容は交換、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号9番 東太田字下前田の田、1筆、923㎡、契約内容は贈与、</p>

事務局	同世帯内での所有権移転となるため、位置図は省略いたします。
事務局	受付番号 10 番 東太田字下前田の田、1 筆、935 m <sup>2</sup> 、契約内容は贈与、同世帯内での所有権移転となるため、位置図は省略いたします。
事務局	以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 6 月 20 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	6 月 20 日、午前 9 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、委員 13 名による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」8 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。  (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。  (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 13 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 13 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 5 番 東太田字下枯木の田、計 2 筆、1,706 m <sup>2</sup> 、工事期間の変更です。当初着工が令和 2 年 6 月 10 日、完工が令和 3 年 12 月 10 日でしたが、後継者の仕事の都合により、着工が令和 6 年 1 月 1 日、完工が令和 6 年 6 月 30 日ま

	<p>でに変更するものです。工事期間の変更のため位置図、土地利用計画図は、省略いたします。</p>
事務局	<p>受付番号 6 番 三王淵字浦屋敷の畑、計 3 筆、434 m<sup>2</sup>、当初計画者が住宅を建設する計画でしたが、都合により親族が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「承認」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 17 番 吉田浜首町の田、計 9 筆、6,295 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲 29 区画。契約内容は売買。令和 5 年 12 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大を図るため、宅地分譲 29 区画を整備するものです。申請地は第</p>

事務局	<p>一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 18 番 富永字腰廻の田、1 筆、253 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買。令和 5 年 12 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>市外に住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 19 番 小高字新田の田、計 2 筆、284 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 5 年 12 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、親族が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 20 番 柚木字廿六木の田、1 筆、344 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲 2 区画、契約内容は売買、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大を図るため、宅地分譲 2 区画を整備するものです。申請地は準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 21 番 小関字江東の田、計 9 筆、8,612 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 77 台、契約内容は売買、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 12～13</p>



事務局	<p>頁をご覧ください。</p> <p>運送業を営んでおりますが、現在使用しているところは借地のため、新たに利便性のよい当該地を譲り受け、大型トレーラーなどの駐車場 77 台を整備するものです。申請地は工業地域及び準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 22 番 佐渡字寄合割の田、計 6 筆、2,348 m<sup>2</sup>、転用目的は店舗、契約内容は賃貸借、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>衣料品販売店を営んでおりますが、業務の拡大を図るため、当該地を借り受け、衣料品販売店舗を建設するものです。申請地は準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 23 番 三王淵字浦屋敷の畑、計 3 筆、434 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 6 年 3 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 2～3 頁へお戻りください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため親族が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 24 番 佐善字堤内の田、1 筆、455 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 6 年 1 月 26 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため親族が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地で</p>

	<p>あると判断されるところであります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」8件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に、議案第15号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第15号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号219番 柚木字浜田の田、計3筆、1,196㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和15年4月5日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、19頁をご覧ください。5年の集積計画であります。</p> <p>受付番号247番 西楨字小屋場、他の田、計3筆、9,694㎡、利用権</p>

事務局	<p>の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和10年4月5日までの5年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、21頁をご覧ください。3年の集積計画であります。  受付番号252番 小中川の田、1筆、354㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和7年12月28日までの3年であります。</p>
事務局	<p>次に、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。22頁をご覧ください。  こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。  受付番号129番 柚木字浜田の田、計3筆、1,196㎡、設定期間は令和15年4月5日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、30頁をご覧ください。  受付番号142番 西楨字小屋場、他の田、計3筆、9,694㎡、設定期間は令和10年4月5日までの5年であります。</p>
事務局	<p>次に、32頁をご覧ください。  受付番号145番 小中川の田、計2筆、7,321㎡、設定期間は令和7年12月28日までの3年であります。  説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入35件、公社貸付17件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。  (質疑なし)</p>
議長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画は「決定」とする事で、ご異</p>

議 長	<p>議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 16 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 16 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。</p> <p>こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。</p> <p>(農政課：説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地区域への編入 1 件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 15 号の案件につきましては、<u>7 月 5 日</u>の告示により効力が発生</p>

議 長	<p>する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第3回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前9時57分)</p>
-----	---

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月30日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 萩原一郎

---

議事録署名委員 山崎 登英雄

---